

議案第59号 交野市地域福祉計画推進審議会条例の一部を改正する条例について

議案書39P～40P

1. 条例改正の目的

交野市が策定する「地域福祉計画」は、地域福祉の推進における理念と仕組みをつくる計画であり、交野市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とした地域住民の自主的・自発的な福祉活動の計画である。

複雑・多様化する地域課題に対応し、地域福祉のさらなる進展のため、両計画がより相互に連携し、補完・補強しながら両輪となって推進していく必要がある。

地域福祉全般の審議のため条例名を「交野市地域福祉推進審議会条例」と改め、これに伴う第1条中の審議会名を改正する。また、より幅広い分野の委員からの意見を聞くため、現行の地域福祉計画審議会に委嘱している委員に、地域福祉活動計画で委嘱している委員を加え、審議会委員の数を20人から30人に増員する。第5期以降計画策定に向けては両計画を協働により一体的に策定していくことを目的として、必要な条例改正を行う。

2. 主な条例改正の内容

題名を「交野市地域福祉推進審議会条例」に改める。

第1条中「計画」を削る。

第3条第1項中「20人」を「30人」に改める。

3. 施行日

公布の日から施行する。

交野市地域福祉計画推進審議会条例（平成25年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>交野市地域福祉____推進審議会条例 （設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、交野市地域福祉____推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （組織） 第3条 審議会は、委員<u>30人</u>以内で組織する。 2 （略）</p>	<p>交野市地域福祉<u>計画</u>推進審議会条例 （設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、交野市地域福祉<u>計画</u>推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （組織） 第3条 審議会は、委員<u>20人</u>以内で組織する。 2 （略）</p>